

## オムニネット約款

### 約款の趣旨

第1条 この約款はお客様と岡三証券株式会社（以下「当社」といいます。）とのインターネット等を利用した証券取引、投資情報サービスその他当社が提供するサービス（「オムニネットサービス」以下「本サービス」といいます。）の取扱いを定め、もって権利義務関係を明確にすることを目的とするものです。

### 本サービスの内容

第2条 お客様は、本サービスの内容を理解した上で、本サービスを利用して、当社が定める範囲内で投資情報の利用、証券取引および照会等を行うことができます。

### 本サービスのご利用

第3条 お客様は当社所定の方法にてお申込みいただき、当社が承諾した場合に本サービスをご利用いただけます。

2 本サービスをご利用いただけるお客様は、次の各号すべて（平成25年4月30日以前にお申込みいただき、当社が承諾した場合は（6）を除きます）に該当する日本国内に居住する個人（当社が別途定める場合を除き満十八歳以上）および国内法人に限らせていただきます。なお、法人のお客様については、部署単位でのお申込みとさせていただきます、ご利用にあたってはその利用者を届け出ていただきます。

- (1) 証券総合口座をご開設いただいていること
- (2) 岡三カード（以下「カード」といいます。）をお申込みのうえ、受領いただくこと  
法人のお客様については、カードのお申込みにかえて暗証番号のお届出があること
- (3) 受渡代金の決済等に振込先指定方式のお申込みがあること（当社が別途定める場合を除く）
- (4) メールアドレスをご登録いただくこと
- (5) 通信の方法、通信機器等が当社の定めるものであること
- (6) 「らくらくネット情報便」のお申込みがあること

3 本サービスは第1項および第2項の手続き終了後ご利用いただけます。

4 通信機器およびこれに付随する諸費用はお客様のご負担となります。

### 法令等の遵守

第4条 お客様は、本サービスをご利用いただくにあたり、本約款によるほか、諸法令ならびに日本証券業協会および金融商品取引所等の諸規則を遵守するも

のとします。

### パスワード・暗証番号の使用

第5条 本サービスは予め設定されたパスワードの一致をもって、ご利用いただけるものとします。

2 お客様が本サービスを利用するにあたり、予めお届出いただいた暗証番号を使用する場合があります。なお、個人のお客様の使用する暗証番号につきましては、当社が別途定める方法とします。

3 複数の通信方法または通信機器等を使用される場合、本サービスは直近にパスワードの一致をみた通信方法または通信機器等でのみご利用いただけるものとします。

### パスワード・暗証番号の管理

第6条 パスワードおよび暗証番号は、お客様ご自身の責任において、厳重な管理が必要となります。

2 お客様がパスワード・暗証番号を失念された場合は、当社所定の手続きにより確認あるいは新たに設定いただくものとします。また、当社は、お客様のお取引の安全を確保するため、電話等でのパスワードおよび暗証番号の問合せにはお答えしないこととします。

### ご利用時間

第7条 本サービスをご利用いただける時間は、当社が別途定める時間の範囲内とします。

### 取引の種類

第8条 本サービスでご利用いただける取引の種類は、当社が別途定めるものとします。

### 取扱銘柄の制限

第9条 本サービスでご利用いただける取扱銘柄は、当社が別途定めるものとします。

2 前項の銘柄のうち、金融商品取引所等が規制している銘柄および当社が自主的に規制を設けた銘柄については、本サービスでのご利用はできません。

### 取扱数量の制限

第10条 本サービスを利用する際の買付注文の数量等は、当社が定める範囲内とし、この数量等の計算基準等は当社が別途定める方法によって行うものとします。

2 本サービスを利用する際の売付注文の数量等は、当社がお客様からお預りしている数量の範囲とし、この数量等の判定は当社が別途定める方法によって行うものとします。

なお、別途定める条件によって、日計り取引を可能

といたします。

- 3 本サービスでご利用いただける一回当りの売買注文数量は、当社が別途定める範囲内とさせていただきます。
- 4 本サービスでご利用いただける一日当りの取引回数については、当社が別途定める範囲内とさせていただきます。

#### 注文の有効期限

第11条 本サービスによりお受けした売買注文の有効期限は、当社が別途定める期限の範囲内といたします。

#### 注文の受付、執行および訂正・取消

第12条 当社は、株式等の取引等に関する注文について、お客様が通信機器により入力された内容等をコンピュータでチェックし、確認のためのメッセージをお返しいたします。当該注文は、お客様がメッセージを再度確認し、了承された旨の入力を当社が受信した時に受付けるものとし、受付後最初に取引可能となるときに速やかに執行いたします。

なお、ご注文内容等について、お客様と当社との間で疑義が生じた場合は、お客様が本サービスより入力されたデータの記録内容をもって処理させていただきます。

- 2 ご注文の内容が次のいずれかに該当する場合は、お受けできません。
  - (1) 売買注文内容が、第8条、第9条および第10条に定める事項のいずれかに反している場合
  - (2) ご注文商品の指値が執行日における金融商品取引所等の値幅制限を超える場合
  - (3) お客様の取引口座に立替金が発生している場合
  - (4) お客様の取引口座で信用取引の委託保証金が不足している場合
  - (5) お客様の取引状況が差金決済取引となる可能性がある場合
  - (6) お客様のご注文がクロス取引に該当する恐れがある場合
  - (7) ご注文の内容が、公正な価格形成に弊害をもたらすものであると当社が判断した場合
  - (8) 取引の健全性に照らし、当社が不相当と判断した場合
  - (9) その他当社が別途定める運用ルールに反している場合
- 3 注文受付後、執行するまでに当該注文が前項に掲げる事由に抵触することとなった場合は、予めお客様に連絡することなく、当該注文を執行いたしません。
- 4 売買注文の取消は、当社が定める本サービスの取扱い時間の範囲内であれば本サービスを利用して行えます。なお、当該時間外における売買注文の取消

は、お客様が直接お取扱店へお申し出いただくものとします。

- 5 本サービスを利用した取引注文等の内容は、必ず「注文約定照会」で注文の内容をご確認ください。

#### 受渡代金に係る精算方法の指示

第13条 本サービスを利用しての株式等の売買取引に係る受渡代金の決済方法は当社が別途定める方法によるものとします。

#### 本サービスによる情報等のご利用制限

第14条 本サービスで提供する情報等は、お客様の行う証券投資の資料としてのみご利用いただくものとします。なお、次に掲げる事項に該当した場合は、予めお客様に通知することなく、お客様への本サービスの提供を中止させていただく場合があります。

- (1) 本サービスにより取得した情報等を営業に利用することはもちろん、第三者へ提供する目的で加工および再利用すること
- (2) お客様の暗証番号、口座番号およびパスワードを第三者の利用に供すること  
また、本サービスの情報等を第三者に漏洩し、また他と共同して利用すること
- (3) その他、当社が本サービスによる情報のご利用に不相当と判断した場合

- 2 法人のお客様については、口座番号・パスワードを付与した利用者のみご利用いただくものとし、社内といえども口座番号・パスワードの譲渡または転貸等を禁止します。また、口座番号・パスワードを付与した部署の利用者が社内といえども情報を再配信することを禁止します。

#### ソフトウェアの配付およびそのご利用制限

第15条 当社は本サービスの利用にあたり、当社が別途定めるソフトウェアを配付する場合があります。

なお、ソフトウェア（プログラムおよびデータの一部または全部を含む）に関する著作権、知的所有権その他一切の権限はその権限者に帰属します。従いまして、お客様は第三者に譲渡、質入れまたは貸与することはできません。また、本サービスに係るソフトウェア（プログラムおよびデータの一部または全部を含む）を複製または加工することはできません。

- 2 前項に反すると当社が判断した場合、予めお客様に通知することなく、お客様への本サービスの提供を中止させていただく場合があります。

#### 本サービスのご利用料金

第16条 本サービスのご利用については、所定の料金を申し受けることがあります。

## サービス内容の変更

第17条 当社はお客様に通知することなく、本サービスで提供するサービス内容およびその他のソフトウェアのバージョンを変更することがあります。また、それにより生じたお客様の損害については、その責を負わないものとします。

## 本サービスの解約

第18条 次に掲げるいずれかに該当する場合は、速やかに本契約は解約されるものといたします。

- (1) お客様が当社所定の届出方法により、本サービスの解約、または証券総合取引の解約を申し出られた場合
- (2) お客様の契約内容が第3条第2項のいずれか（平成25年4月30日以前にお申込みいただき、当社が承諾した場合は同項（1）から（5）のいずれか）に該当しなくなった場合、また口座開設後に非居住者となった場合
- (3) 本約款に違反した場合、もしくはその恐れがあると当社が判断した場合等、当社がお客様に本サービスの解約を申し出た場合
- (4) お客様が本サービスにかかる届出事項等について、虚偽の届出を行ったことが判明した場合
- (5) 一定期間、本サービスをご利用いただいていない場合
- (6) その他、お客様が本サービスをご利用いただくことが適当でないと当社が判断し、お客様に本サービスの解約を申し出た場合
- (7) 全てのお客様に対し、サービスの提供を終了した場合

この場合は、本サービス終了の1ヵ月前までに、書面等によりお客様に通知いたします。

## 届出事項の変更

第19条 本サービスのご利用に係る申込内容に変更が生じた場合は、当社所定の方法にて、お取扱店等へ速やかにお届けいただくものとします。なお、お届けがない場合には、予めお客様に通知することなく、契約を解除させていただく場合があります。

## 免責事項

第20条 当社は次に掲げる場合に生じた損害についてはその責を負いません。

- (1) 通信機器、通信回線、コンピュータ（ハードウェア、ソフトウェア）等の障害により、本サービスの提供ができなくなった場合に生じた損害
- (2) 本サービスで提供する内容につき、当社に故意または重大な過失がある場合を除き、その誤謬、欠陥、遅延、中断等がある場合に生じた損害  
また、通信機器、通信回線、コンピュータ等の

障害によって生じた本サービスの伝達遅延およびその誤謬、欠陥、遅延、中断等がある場合に生じた損害

- (3) 本サービスのご利用の受付に際し、その事由の如何を問わず、お客様が入力された暗証番号と、予め当社にお届け出されているものと一致していることを確認して取扱った内容について、暗証番号の盗用等による不正使用のために生じた損害
- (4) 本サービスで提供する情報内容について、金融商品取引所等が公正な価格形成、円滑な流通を阻害している、または阻害する恐れがあると判断したために行った、情報内容の全部または一部の変更もしくは中止により生じた損害
- (5) 当社が定める以外の通信方法、通信機器等を使用して本サービスを利用したことにより生じた損害
- (6) お客様からの注文受付後、執行時間等適正に処理したにもかかわらず、この間の価格の変動等により生じた損害
- (7) 当社が第12条の規定により売買を執行しなかったことにより生じた損害
- (8) 解約および変更事項のお届け出前に生じた損害
- (9) 通信回線の傍受等により生じた損害
- (10) 本サービス利用により、お客様が本サービス利用のために使用したコンピュータ等のハードウェア・ソフトウェアに何らかの影響・障害が発生したために生じた損害
- (11) 本サービスに関し、お客様による本サービスの内容またはその利用方法についての誤解または理解が不十分であることを理由とするもの
- (12) 天変地異、政変、外貨事情の急変、外国為替市場の閉鎖等、不可抗力と認められる事由により、売買注文の執行、金銭の授受または有価証券の寄託の手続き等が遅延し、または不能となった場合に生じた損害
- (13) 本サービスの提供を終了することにより生じた損害
- (14) その他当社の責に帰すことのできない事由により生じた損害

## 自己責任

第21条 お客様は、本約款の内容を十分理解し、ご自身の責任と判断において本サービスをご利用し、当社との取引を行うものとします。お客様が本サービスを利用して通信機器より入力された取引等に関する注文は、その内容等をコンピュータでチェックし、確認のためのメッセージをお客様の通信機器の画面にお返しして、そのメッセージを再度ご確認いただいた後に執行いたします。従いまして、当該注文はお客様がお取引の内容について、すべて了承いただいた

たものとして執行いたしますので、お取引の結果得られる収益、損失のすべてはお客様に帰属します。

### 岡三の証券総合取引約款等の適用

第 22 条 本約款に定めがないときは、「岡三の証券総合取引約款」等によるものとします。

### 約款の変更

第 23 条 本約款は、法令の変更、監督官庁の指示または当社が必要と認めたときに、民法第 548 条の 4 の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨及び改定後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネット又はその他相当の方法により周知します。

### 管轄裁判所

第 24 条 本約款に関して紛争が生じ、訴訟に発展した場合の管轄裁判所は、当社本店または支店の所在地を管轄する裁判所といたします。

### 附則

- 1 本約款は、平成 18 年 9 月 15 日より適用されます。
- 2 本改正約款は、平成 21 年 2 月 9 日より適用されます。
- 3 本改正約款は、平成 25 年 5 月 1 日より適用されます。
- 4 本改正約款は、平成 28 年 4 月 1 日より適用されます。
- 5 本改正約款は、2020 年 3 月 12 日より適用されます。
- 6 本改正約款は、2022 年 1 月 1 日より適用されます。
- 7 本改正約款は、2022 年 4 月 1 日より適用されます。

以 上  
(2022年4月)